

各位

会社名 株式会社 manaby
(コード番号 9222 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 岡崎 衛
問合せ先 執行役員 清水 一生
電話番号 (03)6262-7988
U R L <https://manaby.co.jp/>

取締役に対する新株予約権（ストック・オプション） の発行に関するお知らせ

当社は、2023年6月1日開催の取締役会において、取締役に対する新株予約権（ストック・オプション）を報酬として発行することの承認を求める議案を、2023年6月28日開催予定の当社第7回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、当社の取締役の報酬額は、2022年6月28日開催の第6回定時株主総会において年額42,000千円以内にご承認いただいております。当該新株予約権はその範囲内で発行いたします。

なお、本株主総会に付議予定の取締役（社外取締役を含む）選任議案が原案どおり承認可決された場合、取締役（社外取締役を含む）の員数は3名となります。

記

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数 80個

2. 本新株予約権については、金銭の払込を要しないこととする。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 8,000株

新株予約権1個につき目的である株式（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）

又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗

じた金額とする。行使価額は金1,300円とする。

なお、本新株予約権の行使価額については、当社の普通株式は東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しておりますが、流動性が低い等の理由から、株式価値算定を行うことが望ましいものと判断し、フリー・キャッシュ・フロー法により算出した株式価値を参考に1株1,300円に決定しました。

さらに、当社取締役会から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当しない旨の見解を得ておりますが、より慎重な手続きを経る観点から、当社は2023年6月28日開催予定の本定時株主総会において、株主の皆様から特別決議による承認をいただけることを条件に、ストック・オプションとして新株予約権を発行することといたしました。

なお、割当日後、当社が普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{新規発行の1株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。また、算式中の1株当たりの時価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

2025年6月29日から2033年6月28日まで

(4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時までに禁固以上の刑に処されていないこと、及び所定の書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出ていないことを要する。

② 新株予約権者は権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、従業員の地位を保有していることを要する。

- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- ④ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
- ⑤ 新株予約権者は、上記新株予約権を行使することができる期間の制限に加え、2025年6月29日（以下「権利行使可能日」という。）から本新株予約権を権利行使できるものとする。
- ⑥ 新株予約権者は、次の各号に掲げる期間においては、割り当てられた新株予約権の数に当該各号に掲げる割合を乗じた数（ただし、かかる方法により計算した新株予約権の数のうち、1個未満の部分については切り上げるものとする。）を超える新株予約権については行使できないものとする。
 - 1) 権利行使可能日から1年を経過する日まで
50%
 - 2) 権利行使可能日から1年を経過した日から権利行使可能日から2年を経過する日まで
80%
 - 3) 権利行使可能日から2年を経過した日以降
100%
- (7) 新株予約権の取得の条件
 - ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認された場合又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社は、新株予約権者が、権利行使する前に、当社及び当社子会社の取締役、従業員でなくなった場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。
- (8) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (9) 新株予約権を割り当てる日
2023年7月1日
- (10) 新株予約権証券の不発行
新株予約権証券は、発行しないものとする。
- (11) 合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合の新株予約権の取扱い
当社が、組織再編行為をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（1）に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（2）で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記（3）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から上記（3）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（４）に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の行使の条件

上記（６）に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得の条件

上記（７）に準じて決定する。

以上